

議案第 38 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

1 岩倉市地域集会所の指定管理者

公の施設の名称	指定管理者の名称
大市場町公会堂	大市場町区
曾野町公会堂	曾野町区
東新町公会堂	岩倉団地自治会
北島町多目的センター	北島町区
川井町文化会館	川井町区

2 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで